



2015年
平成27年

11月

〒390-0872

長野県松本市北深志 1-9-22 新町情報ビル1F

TEL: 0263-33-4141

FAX: 0263-33-4111

営業: 月～金曜 9:00～17:00

<http://www.souzoku-kyoukai.com>

第8回 全国秋季セミナー 開催報告

第8回 全国秋季セミナーは全国から52名の方々に参加を頂き、名古屋市で開催されました。今回は、当協会の支援者でもある堀田力弁護士をお迎えし「家族の絆と地域社会」というテーマで基調講演を頂きました。

「相続は最後の自己実現である」とし、3つのバックグラウンド『①介護保険制度からの家族のあり方 ②認知症と成年後見制度 ③相続した財産の使い方へのアドバイス』からお話し頂きました。精神・能力面を支援する成年後見制度と身体・生活面を支援する介護保険制度が両輪となって機能することで安心して暮らせる社会になる。10年後には認知症患者が700万人になると言われている我が国において、両制度の充実や適切な運用が急務であると、お話を結ばれました。



事例発表1では、磯村修司先生(行政書士)に「相続人の心情に寄り添う相続手続きの実際 - 牧師・行政書士として -」と題し講演頂きました。相談者が帰り際に発する「先生、一ついいですか？」からが本題、この一言をキャッチすることが重要である。また、次へつながる仕事は、相談や仕事の経緯を可視化した同じ書類を相談者と自分とが持つ、この書類一式から相談者の家族が状況を理解できるようにする、相談者の言動の僅かな変化もメモし状況に応じて対応するなどの積み重ねである。相談者の心情を汲み取る細やかな対応や心構えを丁寧にお話しくださいました。

事例発表2では、松村憲治先生(行政書士)に『「DNA鑑定」から相続業務の拡大へ』と題してお話し頂きました。特殊な領域であり、相続業務を行う行政書士として模索中に聞いた大沢世話人代表の話に接点を感じ、6年前から始めた。現在、日本でDNA鑑定ができる民間業者数は10～20程である。複雑な家族・親子関係を背景とした事例、法律的な親子関係と生物学的な親子関係が異なる場合の相続と参考判例など、具体的なお話を伺うことができました。



相談室紹介

富山南 相談室 中村 好孝 先生 (行政書士)

所在地： 富山県富山市蛸川45-4
TEL： 076-413-2750
FAX： 076-413-2760
URL： <http://yoshitaka-office.com>



以前は、電子部品の設計の仕事をしていましたが、「社会に役立つやりのある仕事がしたい」との思いより、全くの畑違いですが行政書士事務所を開業し、現在に至っております。

相続業務は、各々の家族・親族関係にまで踏みこむこととなります。プライバシーについて初対面の人に話すわけですから、話しやすい雰囲気、誠意を持った対応を心がけております。出生からの戸籍を見ていると、それぞれの人生が見えてきます。幸せな人生だったと思われる方、あるいは、若くして亡くなった方、何度も離婚をして子供があちこちにおり所在を探すのに苦労させられる方などいろいろです。生きていた証であると思うと非常に感慨深く、一時的な親族になったような気持ちで

業務を行っております。深入りほしなないように気をつけてはいますが・・・

より身近で気軽に立ち寄れる相談室として地域に根ざしていければと考えております。

開業時期：平成24年

主な取扱業務：遺言相続、許認可申請、成年後見

信条：相手の立場になって考える

趣味・特技：家庭菜園

福島南相馬 相談室 増田 政彦 先生 (行政書士)

所在地： 福島県南相馬市原町区北町373-127
TEL： 0244-22-0425
FAX： 0244-22-0425
URL： <http://www12.plala.or.jp/fp-life-assist>



全相協会員のみなさん、こんにちは、私は行政書士を開業して4年目に入りました未だ若葉マークを背に日夜奮闘しているところです。

行政書士の業務は多種多岐に涉り、お客様から紹介のある案件については、余程の理由がなければお断りすることは難しいです。

それは地方都市や田舎の場合、即座に伝わりますので、常に細心の注意を払わなければ即業務ができなくなることになってしまいます。

従いまして、行政書士の業務の全般に涉り研鑽し、また基本法なども勉強しなければなりません。また市の無料相談会に相談員として積極的に参加しスキルアップを図るよう努めることにしております。

私は、開業当初から相続業務を専門とする地域のエキスパートとなる行政書士を目指して参りましたことから士業間のネットワークを大切に、相続に関してはワンストップで完了するようにしております。

全国相続協会相続支援センターに加入しましたのも、丁度、開業真近いころでした。加入時に全国相続協会から送られてきたツールを最大限利用して、営業を致しました。

お蔭さまで、相続の業務に関して、連続して受任する状況が続いております。

今後については、全国相続協会相続支援センターの加入員を誘い支部設置を行い、支部会員合同で無料相談会を定期的に行える環境を整えたいと考えております。

開業時期：平成24年4月

主な取扱業務：相続・遺言、建設業許可、農地転用、営業許認可全般、暮らしの困りごと

信条：日々研鑽

岡崎市羽根東町 相談室

矢野 快子 先生 (行政書士)

所在地： 愛知県岡崎市羽根東町3-1-1
 ラッシュビル403
 TEL： 0564-52-3508
 FAX： 020-4624-7189
 URL： <http://www.yanoyasu.com>



開業当初から後見に関する業務に積極的に取り組み、平成18年という比較的早い段階で成年後見人を受任し始めました。後見事務という実務から、介護保険や福祉サービス・入所施設、葬儀・埋葬等の知識を深め、徐々に幅広いご相談に対応する事が出来るようになり、結果として遺言作成・任意後見契約や相続といった業務につながっていきました。

私が女性だからでしょうか、女性のご相談者が多いのですが、涙ながらにご主人が亡くなられた際の相続争いを話される姿には本当に心が痛みます。長年連れ添った最愛の妻や子どもたちがこのような辛い思いをする事などないように、家族の絆を深める旗手となって、遺言作成の普及や相続業務に取り組んで参りたいと思います。

開業時期：平成14年11月

主な取扱業務：高齢者の財産管理、遺言書作成支援、相続手続き全般、成年後見制度利用支援

信条：笑う門には福来る

趣味：マラソン

台東区雷門 相談室

田中 利顕 先生 (税理士)

所在地： 東京都台東区雷門2-20-2-10F
 TEL： 03-3847-5381
 FAX： 03-3847-5339
 URL： <http://hop-step.tcnf.com>



税理士法人イー会計は浅草・雷門近く、住所も雷門2丁目です。ここに来て本年で20年が経ちました。その間、何を指して仕事をしてきたのか、税務会計関係の色々なことをやってきて、それなりの達成感はあるのですが、これからを考えなければなりません。

事務所の特徴は、法人を中心として、決算、事業計画、経営承継などの仕事をしています。個人申告関係は、あまり多くありませんが資産対策は、相続・事業承継絡みの相続・贈与という流れでしょうか。今、この仕事かなり難しいと感じています。税理士法人化したことも、これから10年以上先を見越してのことですが、仕事の領域の深さ、人的能力の拡大、色々なことを考えてのことです。しかし、今またこれから先を考えているのはなぜだろうかと思うのです。その答えは解りませんが、この会に参加したのも幾つかの答えのうちの一つに

なっていると確信しています。

会に参加して感じたことは、何といっても大沢先生の遺言という一つのカテゴリー、ある種、理念とか、自分のためではなく人の為とか、また領域の広さに、かなりインパクトを受けました。相続、遺言、大沢先生、全国相続協会さらに堀田先生等々、何か先が見えてきますよね。これからの指針として、如何でしょうか、この会の皆様が全国津々浦々、隅から隅まで、遺言、相続といえば全国相続協会と響くように、私も微力ながら協会の趣旨に基づき頑張っていきたいと思っています。

開業時期：平成6年10月13日 (平成7年5月15日に浅草事務所へ移転)

主な取扱業務：決算・税務申告、事業承継対策・組織再編、事業計画・決算対策、相続・贈与・遺言、各種セミナー開催

信条：自分の事務所が最も良い仕事しているのだと自覚して仕事をする事(そういう思いで仕事をするということ)。いつも関与先のためになることを考えている。



セミナー総合司会
石川 光男 先生
(名古屋支部支部長
名古屋市南相談室)



基調講演
堀田 力 弁護士
(さわやか福祉財団会長)



開会の言葉
宮川 孝広 先生
(名古屋市千種(千種
税務署前)相談室)



閉会の言葉
鱒部 伸一 先生
(名古屋市緑区鳴海相談室)

支部設立紹介・旗の贈呈



左:愛知県三河支部 代表
矢野 快子 先生
(岡崎市羽根東相談室)
中:大沢 利充 世話人代表
右:名古屋支部 代表
鱒部 伸一 先生
(名古屋市緑区鳴海相談室)

事例発表会



事例発表 1
磯村 修司 先生
(愛知県三河支部支部長
岡崎市鴨田本町相談室)



事例発表 2
松村 憲治 先生
(大阪市中央区谷町
相談室)



堀田 力 弁護士
ご感想を頂きました。

<< セミナーアンケート記載内容を一部掲載します >>

- 「堀田力先生の基調講演」を聴いての感想をお聞かせください。
 - ・相続は最後の自己実現であり、自分を活かす行為である、という言葉が印象的だった。
 - ・介護保険制度の導入に尽力されたことを知り、自利利他の心で社会に貢献していることに感動した。
 - ・法律と介護について非常に明確にかつ具体的な講演をされ、分かり易いものであり、相続業務の強化、充実の指針としたい。成年後見と介護の充実の話も有り難かった。
 - ・介護保険制度、任意後見制度を作るまでの尽力というか信念を感じさせて頂いた。社会貢献のため全力で生き抜いている事、利他の精神を感じる。幅広い視点で相続業務に取り組みねばと思った。
- 事例発表について感想をお聞かせください。
 - ・DNA 鑑定からの相続・親権・離婚等のアプローチは、具体的な資料も添付され大変興味深かった。判例の引用も良かった。
 - ・喪失が悲しみの原因だから、そのことを踏まえて心情に寄り添った相談に心掛けること。業務が事務的になっていたことを反省する機会になった。
 - ・相続について専門知識のみならず相手の立場に立って相談を受けることの必要性を改めて感じた。行政書士としての成功の秘訣はそこになるのではないかと痛感した。
 - ・人の死を悼み、寄り添う姿で臨む必要があること。相談者の話をどこまでも聴く事、相談料は取らない、依頼があって初めて契約費用の請求というメリハリ、参考になりました。
- 今回のセミナーを通じて、「よし、すぐにやってみよう!」「事務所に帰って、これを実践しよう!」と決意されたこと(自分への誓い)をお聞かせください。
 - ・相談者が来所した理由背景をよく聞き取るよう実践する。ケアする意識で仕事を引き受けていきたい。
 - ・HPの改善、広告をあらゆるところに載せる。友人知人からの紹介に力を入れる。
 - ・遺言や相続の業務はそれ単体で捉えるのではなく、任意後見契約等とセットで依頼者の生活に適したものを専門家として提案できるようにしていきたい。また、その為にはカウンセリングや相続等専門知識の向上に努力していきたいと思った。
 - ・徹底して相談者の話に耳を傾けること。